

会 議 録

会議の名称	令和3年度第4回東久留米市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	令和3年10月8日（金）午前10時00分から午後12時00分				
開催場所	東久留米市役所7階 703会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者（敬称略） 委員：松波 淳也、紺野 琢生、井田 清治、古本 栄一、平山 征子、 桑原 留里子、井原 恵子、後藤 千賀子</p> <p>●欠席者（敬称略） 委員：濱野 和也、荒島 久人</p> <p>●事務局 環境安全部長、ごみ対策課長、ごみ対策課職員3名</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合 はその理由	-	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 会議録の承認</p> <p>3. 議事</p> <p>（1） 一般廃棄物処理基本計画（素案）について</p> <p>（2） 災害廃棄物処理計画（素案）について</p> <p>（3） 計画の策定に向けた今後の予定について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>				
配布資料	<p>次 第</p> <p>令和3年度第3回東久留米市廃棄物減量等推進審議会会議録</p> <p>資料 1 一般廃棄物処理基本計画（素案）</p> <p>資料 2 災害廃棄物処理計画（素案）</p> <p>資料 3 計画の策定に向けた今後の予定について</p>				
問い合わせ先	<p>東久留米市環境安全部ごみ対策課</p> <p>電話：042-473-2117（直通）</p>				
会議経過（意見等要約）					
<p>1. 開会</p> <p>出席状況の確認。今回は8名が出席。</p> <p>会議の成立</p> <p>東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条第5項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。</p>					

2. 会議録の承認

第3回審議会会議録は、委員の意見を受けて、以下の点について修正を行った。

『令和3年度第3回東久留米市廃棄物減量等推進審議会会議録（案）』（以下、『会議録（案）』とする）の4ページの最後の行にて、事前に送付した会議録（案）では「接続率」となっていたが、正しくは「水洗化率」であったため、「水洗化率」に修正した。

この修正に伴い、『一般廃棄物処理基本計画（素案）』の66ページの「2 生活排水処理の現状（1）」の文章および表37の記載を修正した。

以上の修正をもって、会議録（案）は委員から異議がなく、承認された。

傍聴人の確認。今回は傍聴人の出席はない。

3. 議事

（1）一般廃棄物処理基本計画（素案）について

【会長】

一般廃棄物処理基本計画（素案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料1「一般廃棄物処理基本計画（素案）」に基づき、一般廃棄物処理基本計画の素案について説明。

計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とすることを説明。また、計画は概ね5年毎に見直しを行うことを説明。

社会的情勢

令和3年9月に、東京都が「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定したことを説明。この計画では、プラスチックの資源化や食品ロスの削減による減量化目標を示しているが、都が示している目標の中で本市にも適応可能な目標指標については、現状施策を継続することで達成可能と考えられるため、本計画における減量化・資源化目標の目標値としては使用しない方針であることを説明。

ごみ処理基本計画

前回計画を踏襲し、令和4年度から令和18年度までの15年間のごみ処理基本計画を検討していることを説明。

生活排水処理基本計画

本計画では、し尿や生活雑排水といった生活排水の処理体系、生活排水処理量の推計等を行い、生活排水処理基本計画を検討していることを説明。

【会長】

ただいまの事務局の説明につきまして、まず53ページから59ページの減量化・資源化目標について、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。

【事務局】

目標の指針としては、現状施策のままの推移だと焼却残渣量について、東京たま広域資源循環組合の第6次廃棄物減容（量）化基本計画の目標値の達成が困難であると見込まれるため、こちらの計画を参考に設定しています。

また、家庭ごみ原単位は、56ページの表37に示したように、本計画の最終年度であ

る令和18年度に、前回計画の令和3年度の目標値である505g/人/日を達成することを目標として設定しています。なお、計画の見直しの際に、社会情勢や目標達成見込み等を検討し、目標値についても必要であれば見直しを行います。

プラスチックの資源化については、国から基本方針が示されていますが、具体的な指針は示されていないため、こちらも本計画の見直しの際に国や都の動向をうかがいながら更新していく必要があると思われまます。

【委員】

都が令和3年9月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に示されている減量化目標を東久留米市は達成可能との話がありましたが、なぜ東久留米市は達成可能なのでしょうか。

【事務局】

東久留米市を含める多摩地域では、ごみ有料化やプラスチックの分別など、資源化に対する取り組みを行っている自治体が多い一方で、23区ではそのような取り組みを行っている自治体は多くありません。東京都が策定した計画は、東京都全体での目標となっているため、既に資源化等を行っている東久留米市は達成可能であると考えられます。

一方で、東京たま広域資源循環組合の第6次廃棄物減容(量)化基本計画で定められている焼却残渣量の目標値についてはかなり厳しい目標となっています。

なお、今後の社会情勢の変化などを踏まえて概ね5年毎に計画の見直しを行うことを考えています。

【会長】

東久留米市では23区と比較して資源化に対する取り組みが多く行われているため、東京都の計画は達成可能であるとのことでした。

続きまして、60ページから66ページのごみ処理基本計画について、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。

また、61ページに記載されている「食品ロスの削減」、「プラスチックごみの発生抑制資源循環の推進」は具体的に第3回審議会からどのように変更されているのでしょうか。

【事務局】

第2回審議会での委員様からの質問を反映したものを、既に第3回審議会の際に配布していますので、第3回審議会からの大きな変更点は特にありません。

「食品ロスの削減」については、他事例を参考に「具体的に、何をすればどれくらい食品ロスを削減できるのか」等が分かるような注釈やコラムを作成することを検討しています。

【事務局】

東久留米市では、以前より、市民の方からびん・缶・ペットボトルを任意の容器で排出できるようにすることを請願でいただいておりますが、ごみ有料化を実施した当初は収集運搬体制が安定していなかったことから、直ちに実現することは困難でした。ごみ有料化の実施から時間がたち、収集運搬体制が安定してきたこと、また、世界的にプラスチック削減の意識の高まっていることを踏まえまして、令和3年11月1日より、びん・缶・ペットボトルの任意の容器での収集の試行実施を行うこととなりました。

試行実施についての案内は、各ご家庭のポストへのチラシの投函、市広報10月15日

号への掲載、ホームページ等を通じて周知を図っていきます。順調にいけば、令和4年4月より本格実施することを検討しています。

【委員】

プラスチックごみの発生抑制の方法についてですが、食品を入れるプラスチック容器を紙の容器に変更するなどの取り組みを、国や都、市で統一して行っていただくことが発生抑制に効果的であると考えます。

【事務局】

汚れた紙を資源化することは難しいため、食品により汚れてしまった紙の容器を資源化することは難しいと思われます。

容器につきましては、製造者や販売者が責任をもって回収することがプラスチックごみの発生抑制に効果的であると考えています。

プラスチックごみが問題視されている一方で、プラスチックは我々の生活を便利にしているものでもあります。市民、事業者の方々の理解・協力を得ながら、行政としての方向性を国の方針も含めて考えていきたいと思えます。

【委員】

ペットボトルのラベルの裏に絵を掲載し購買意欲を高める、といった手段が企業によって取られていることがあります。利益だけではなく、環境についても考慮した企業の姿勢も重要であると思えます。

【委員】

燃やせるごみの東久留米市指定収集袋をレジ袋として活用していただく、というのはいかがでしょうか。レジ袋として活用した指定収集袋はごみ袋として活用することができるため、プラスチックの流通を抑えることにつながると考えられます。

【会長】

指定収集袋をレジ袋として活用する、という意見が出ましたが皆さんいかがお考えでしょうか。

【委員】

自治会にてマスクを配布する際に同様の手段を用いましたが、市民の方々には好評でしたので有効な手段だと思えます。

【事務局】

最後に、一般廃棄物処理基本計画（素案）の全体について、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。

【委員】

33ページの表17の米印つきの注釈が、表に対する説明になっていないように思います。

51ページの「(2) リサイクルの推進」の「グリーン購入を進める」という項目について、グリーン購入という概念が市民に浸透していないように思うので、注釈やコラムといった形で説明を追加していただければと思います。

計画全体の見せ方について、イラストやコラム等を追加し、より理解しやすい見せ方にしていただければと思います。

【事務局】

33ページの注釈につきましては、収集・運搬の現場の意見と調整しながら変更を検討したいと思います。

見せ方につきましては、計画の性質上、少し硬い表現が多くはなっていますが、イラストやコラム等を活用しながら、できる限り理解しやすい工夫をしていきます。

51ページのグリーン購入につきましては、注釈、もしくはコラム等の手段を用いて説明を追加することを検討します。

(2) 災害廃棄物処理計画（素案）について

【会長】

災害廃棄物処理計画（素案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料2「災害廃棄物処理計画（素案）」に基づき、災害廃棄物処理計画の素案について説明。

災害廃棄物対策体制

災害廃棄物対策における市や都、国といった各処理主体の役割について説明。

東久留米市地域防災計画をもとに組織体制・指揮命令系統が作成されていることを説明。

第5節 協力・支援（受援）体制では、国や都、他自治体、民間団体等と結んでいる発災時の廃棄物処理に関する協定を記載。

計画条件

対象とする災害と被害想定、災害廃棄物の種類、災害廃棄物量の推計、災害廃棄物の処理可能量について記載。

仮置場の開設

仮置場の役割、仮置場の必要面積、仮置場の選定、仮置場の管理・運営、環境対策、モニタリング、火災対策について記載。

処理可能量については、現在の搬入先である柳泉園組合の施設で、一般廃棄物を処理したうえで処理可能な災害廃棄物量であることを説明。

柳泉園組合より処理可能量について指摘があり、30ページ、表23に記載されている処理可能量の数値が第3回審議会で示した災害廃棄物処理計画のものと異なることを説明。また、処理可能量の数値が変更されたことから、31ページ、表24に記載されている不足処理量にも変更があったことを説明。

仮置場について、一次仮置場は災害廃棄物を一定期間保管する場所であり、保管しきれないものを二次仮置場の仮設処理施設等で処理することを説明。また、仮置場については規制や地理的条件を考慮しながら、候補地を選定し、検討することを説明。

災害廃棄物処理計画

災害廃棄物の処理の流れ、災害廃棄物の処理・処分方法、処理施設対策、排出ルール・収集運搬体制、資機材（必要な施設や設備等の備え）について記載。

東京都の基本的な考え方として、災害時であっても、災害廃棄物は極力資源化する計画であることを説明。

し尿処理計画

し尿発生量の推計、し尿の収集運搬体制、し尿の処理・処分方法、仮設トイレについて記載。

東久留米市の下水道施設が使用できなくなった場合、都や他自治体に支援を要請することを説明。

使用した簡易トイレは、家庭の可燃ごみとして収集し、焼却処理することを説明。

実効性の確保

計画の見直し、災害廃棄物処理事業の進捗管理、教育・訓練、住民への啓発・広報、災害廃棄物処理事業費補助業務について記載。

発災後のごみの収集分別方法は、73ページ、表54に示す方法により知らせるが、通信の状況を考慮する必要があることを説明。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

【委員】

一次仮置場にごみを収集する際、市民が直接持ち込むのでしょうか、もしくは市が収集するのでしょうか。

【事務局】

収集運搬の方法については、実際に発生する災害の規模が重要になります。

市民が直接持ち込む方法は自由度が高い一方で、持ち込むための車両が集中し渋滞が起きる可能性があるため、渋滞が起きる場合には市が収集する必要があります。

市が収集、市民が持ち込む、もしくは協定先に収集していただく等の収集運搬体制については計画途中であるため、現段階で計画に具体的に記載することは難しいと思われます。また、平時から発災時を想定して市が収集運搬体制を維持し続けることができるかも検討する必要があります。

【事務局】

発災時の収集運搬の方法は、自治体により考え方が異なります。以前視察した自治体では、一次仮置場がアクセスの悪い場所にあったため、自治体による収集を行っていましたが、住民からの持込みの要望が多くあったため、日曜日のみ住民からの直接持込みを受け入れている自治体もありました。また、発災後にガソリンの入手が困難になり、自治体が収集するというケースもありました。

以上のように、収集運搬方法については発災後の状況を見ながら自治体が決めることになると考えられます。

【委員】

東日本大震災の際には津波が発生し、家屋が流されたため思い出の品について考える必要があったのだと思います。一方で、東久留米市での津波の危険性はそれほど高くないと考えられることから、家庭内で発生する陶器やガラス片など、地震によって発生すると思われるごみについて、より重点的に検討していただきたいと思います。発災時には、家庭内で発生するごみを誰が収集運搬するのか、市民が混乱する場合があります。こういった混乱を招かないために、さらには、車の使えない方々に配慮し、広い一次仮置場とは別に、以前の市の指定ごみ置き場を仮置場として活用できればより便利であると考えま

す。また、空家がいくらかあると思うので、空家を活用することは可能でしょうか。

【事務局】

東日本大震災や西日本豪雨の際には収集運搬等は自衛隊の力を借りるケースもありました。

都内で豪雨の被害を受けた自治体の話によると、災害廃棄物として全てのごみを回収するのではなく、日常の中で発生するごみと同様のものは極力家庭ごみとして回収し、災害ごみとしてしか回収できないものを絞る必要があるとのことでした。したがって、通常の家ごみの収集を止めないことを第1に考えることが、収集運搬体制を考えるうえでの基本となると思われます。

【事務局】

空家については、所有権の問題があるため、仮置場としての利活用は難しいと思われます。また、空家を仮置場として利用する場合、空家の周辺には住宅地が存在することが多く、臭い等の環境的な側面から活用するのは難しいと思われます。したがって、基本的には公共の土地を利用することを想定しています。

また、災害廃棄物の収集運搬については災害の状況によりますが、例えば道路が陥没してしまった場合、復旧されるまで収集運搬が不可能になることが考えられます。そのような場合、発生する生活ごみは各家庭で一時的に保管していただくこととなります。道路が復旧し次第、市が収集運搬を行い、柳泉園組合へ持ち込むこととなります。

【委員】

東久留米市の仮置場についてはどのように考えられているのでしょうか。

【事務局】

東久留米市では、仮置場としての要件を満たしている仮置場の候補地を数か所検討していますが、計画書内で具体的な場所を明示することは考えていません。

また、先ほどの以前の市の指定ごみ置き場等を仮置場として利用できないかとの話ですが、隣接する住宅への影響や不法投棄の原因となってしまうことを考慮し、基本的には生活ごみは各ご家庭で保管していただくことを考えています。

【委員】

仮置場の必要面積が78,000[m²]程との推計結果が出ていますが、具体的にはどれぐらいの大きさなのでしょう。

【事務局】

例を挙げますと、東京ドーム約2個弱分の大きさと思われます。

また、仮置場の候補地としては、2、3年使用しても問題ない場所が条件となります。

【委員】

仮置場の必要面積については、イオンモールの駐車場で例えると約5、6個分の大きさと思われます。

また、先日の東京都で起きた地震の際には、発災後すぐに東久留米市の消防署の方々が集まり、対策を考えてくださりました。こういったすぐの対応を可能にするための災害計画だと思しますので、ぜひ充実した内容にしていきたいと思えます。

【事務局】

78,000[m²]という面積を1つの場所で確保することは難しいと思われますので、候補地については複数箇所を検討する方向で考えています。

【委員】

東久留米市は地盤がいいと思うので、表26に記載されているほどごみが出ないのではないかと思います。

また、仮置場は既に決定されているのでしょうか。

先ほど、空家の周りには住宅地があるため、環境的な側面からも空家を仮置場として利用するのは難しいという話がありましたが、空家を借りられるかどうかの協定を今のうちに結んでおく、というのは難しいのでしょうか。

【事務局】

仮置場については、現段階で候補地を数か所検討しております。

【委員】

膨大な量の災害廃棄物が発生し、それを仮置場に集積、処理する必要があると計画内に記載すると、本当に集積、処理できるのか、と不安を感じる市民の方々も多いのではないのでしょうか。利用可能な土地の面積が少ない都市部にて、広大な仮置場を確保することは中々難しいと思われるので、各家庭で発生したごみは一時的に家庭内で保管することが基本になるのではないかと思います。

仮置場については、先ほど事務局の方々もおっしゃっていましたが、コンパクトな仮置場を複数箇所検討することが必要であると思います。西東京市、清瀬市も含めた3市で、人里離れた場所等を仮置場として検討するのはいかがでしょうか。

【事務局】

災害廃棄物量の推計、仮置場の候補地等、市民の方々に安心していただける計画とできるよう考えていきます。

【会長】

3市での連携も計画策定の上で重要であると思われます。

(3) 計画の策定に向けた今後の予定について

【会長】

計画の策定に向けた今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本日より10月15日までを委員様からの意見聴取期間とし、電話、メール、書面等の手段で事務局あてに意見をいただきたいと思っております。その後事務局にて、本日の意見及び10月15日までにいただいた意見に即して素案の修正を行います。その後の修正した素案の確認は、会長に一任いただきたいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【事務局】

会長に確認いただいた素案は、市内部の手続きを経て、11月19日頃までに、委員様宛に送付いたします。

12月1日から12月25日までパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの意見等を集約したのちに最終案を作成し、1年半ば頃に最終案を委員の皆様へ送付いたします。

令和4年2月4日に開催予定の第5回廃棄物減量等推進審議会で最終案の審議・承認を

していただいたうえで、令和4年3月末に市ホームページにアップするなどして公表していく予定です。

【会長】

ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますでしょうか。

4. その他

【会長】

次第の「その他」について、委員の皆さん・事務局から何かご質問・ご意見・ご説明等がありますか。

【事務局】

次回（第5回）の開催日程は、令和4年2月4日（金）を予定しています。

5. 閉会

以上をもって、予定の議事は全て終了。

令和3年度第4回東久留米市廃棄物減量等推進審議会を閉会する。